

平成 29 年度第 2 回

函館市環境審議会会議録

開催日時	平成 29 年 11 月 1 日（水） 10 時 00 分～11 時 30 分
開催場所	環境部庁舎 4 階大会議室
議 題	(1) 報告事項 函館市公害防止条例の見直しについて [公開] (2) 審議事項 規制基準の改廃について [公開] (3) その他
出席委員	三浦汀介委員，笠井亮秀委員，三上修委員，若松裕之委員，平沢秀之委員，小玉齊明委員，澤辺桃子委員，渡辺友子委員，兼平史委員，森谷貞幸委員，寺井稔委員，竹内正幸委員，坂爪庄一委員，西村洋子委員，山本正子委員，小鳥二郎委員，池田誠委員，中西英明委員，谷岡浅子委員，宮本風沙委員（計 20 名）
欠席委員	綿貫豊委員，佐々木恵一委員，鳥田宏行委員，渡部保光委員，中市敏樹委員（計 5 名）
事務局の 出席者の 職 氏 名	環境部長 湯浅隆幸 環境部次長 對馬公彦 環境総務課長 進藤昭彦 環境対策課長 粟谷正尚 環境総務課主査 正木悦郎 環境対策課主査 奥野秀光 環境対策課主査 柳町琢也 環境対策課主査 橋野誠司 環境総務課主事 上野沙耶 環境対策課主事 小塚陽介
正木主査	定刻となりました。委員定数 25 名のうち，出席が 20 名と，過半数に達しておりますので，会議は成立いたしました。 ただいまから平成 29 年度第 2 回の函館市環境審議会を開催いたします。 進行役を務めます環境部環境総務課の正木と申します。 よろしく願いいたします。 まず，前回欠席等でご紹介できませんでした委員の皆様で，本日出席いただいた皆様を紹介させていただきます。

	<p>【別紙により委員紹介】</p> <p>次に事務局を紹介いたします。</p> <p>【別紙により事務局紹介】→部長，次長，課長</p> <p>次に資料の確認をいたします。</p> <p>皆様には，数日前に報告事項の「函館市公害防止条例の見直しについて」と審議事項の「規制基準の改廃について」の資料をお送りし，ご持参いただくこととしておりました。このほか机に本日の式次第をご用意いたしておりますが，ない方がいらっしゃいましたら，お申し出ください。</p> <p>それでは，規定によりまして，議長は会長にお願いすることとなっておりますので，この後をよろしくお願いいたします。</p>
三浦会長	<p>会長の三浦です。審議会を複数回開催するのは，平成22年度以来になるようです。</p> <p>また，公害防止条例に基づき「規制基準の改廃」に関して当審議会から意見聴取するのも初めてになるようです。</p> <p>今回は内容も公害防止条例に関するものということで，いつもの環境白書の審議とは違う内容になっていますし，朝のイカ売りの声は騒音なのかというような報道もございましたが，この辺も含めた内容になるようでございます。</p> <p>さて，議題は，報告事項の「函館市公害防止条例の見直しについて」と審議事項の「規制基準の改廃について」，そして「その他」となっております。「規制基準の改廃について」は，当審議会に対して意見を求めるものです。</p> <p>皆様の忌憚のないご意見をお願いいたします。</p> <p>本日の終了予定時刻は11時30分頃を予定しておりますので，どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>では，早速ですが，報告事項の「函館市公害防止条例の見直しについて」の説明を事務局からお願いします。</p>
粟谷課長	(説明)

三浦会長	<p>ただいま事務局から詳細なご説明がありました。</p> <p>報告事項と言うことですので、何か確認したいことなどがあれば、挙手の上、ご発言をお願いします。</p> <p>特に無いようでしたら、このご報告を了解したものとしたいと思います。次の議題に移りたいと思います。次の議題は、「規制基準の改廃について」ということでございます。事務局のほうからご説明をお願いいたします。</p>
粟谷課長	(説明)
三浦会長	<p>ただいま事務局の方から大変詳しいご説明がございました。この件に関しまして、何かご質問などございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。</p>
澤辺委員	<p>資料の5ページのボイラーのことで、お伺いしたいのですが、基本的なことになりますが、市条例の施設数現在339、最大施設数が365ということですが、最大であったときの年度がいつだったのかということと、このボイラーの施設数の内訳は具体的には、学校や工場、公共施設だということでしょうか。その内訳を教えてください。他の特定施設につきましては、減少しているということですがよく分かりますが、ボイラーにつきましては、増えることはないのかということをお伺いしたい。もう1点ボイラーにつきましては、固体燃料のものに限るということですが、ボイラーを設置して新しい段階ではいいのでしょうか、性能は落ちてくるというイメージがあります。そういったことを考えても、燃料自体が改善されているということで、特に液体燃料を使用する場合というのは基準がなくても問題ないというふうに理解してもよろしいでしょうか。その2点です。お願いします。</p>
粟谷課長	<p>ボイラーの設置数が最大であった年度と設置場所の内訳につきましては、手元に資料を用意しておりませんので後ほど回答いたします。(ボイラー設置数最大年度はH26年度と回答済み)</p> <p>液体燃料を使用した場合の問題の有無についてですが、ボイラーの排ガスに含まれる硫黄酸化物やばいじんが排出される要因は、使用する燃料に含まれる硫黄分や灰分が燃焼に伴い変化し排出されるためです。現在のボイラーに使用されている燃料は、硫黄分や灰分が入っていないか、入っていても非常に微量なためこのような燃料を使用している限りにおいては、硫黄酸化物やばいじんの環境基準を超過することは無いと考えます。これはボイラーが古くなったとしても、使用する燃料がそのようなものであれば基本的には同様であり、また、今後、現在の市条例で規制対象としている規模のボイラーが増加したとしても、そのような</p>

	燃料を使用している限りは、環境基準を超過することは無いものと考えます。
澤辺委員	分かりました。ありがとうございます。 この施設はおおよそどういったものがあるのか、細かい内訳でなくてもいいので分類だけでも今分かれば教えていただきたいと思います。
栗谷課長	公共施設や工場、ビルなどの比較的大きな建物は、暖房のためにボイラーを設置しています。また、銭湯などでもお湯を沸かすためにボイラーを設置しています。
澤辺委員	分かりました。ありがとうございます。
三浦会長	ほかにどなたかご意見、ご質問ありませんか。 はいどうぞ。
山本委員	悪臭発生の施設なんですけど、生活環境の中で捉えていくと、動物の糞尿というのは、大きい家畜、養豚、養鶏だと思うのですが、一般的に西部方面は空き家が多いんですよね。そこに猫や犬、たぬきがいるんですが、そういうところの糞尿が誠に臭いんですよね。猫や犬は一度住み着いてしまうとなかなか消えないので、臭い自体がついてしまうんですよね。ですからこういったものは公害のものに値しないのでしょうか。
栗谷課長	悪臭公害の概念は、工場などからの悪臭が広範囲に渡って拡散し、人の健康などに被害が生じるものとなります。このため、委員ご指摘の事例は悪臭公害ではなく悪臭苦情として市では対応しております。 市では、そのような苦情が寄せられた場合は、空き家であれば所有者を調べ、苦情内容を伝え対応してもらいます。また、ペットが問題であれば、最近は多頭飼育の問題もございしますが、ペットの飼い方を指導する保健所と連携し対応しております。
三浦会長	よろしいですか。ほかにどなたかご意見、ご質問ありませんか。
山本委員	もう1点だけ。騒音に関しましても、アパートの近隣の問題だとかの苦情がかなり来るんですよね。そういうものも含めて、やはり公害ではなく市で対応ということでよろしいんですよね。
栗谷課長	生活騒音や近隣騒音に対する苦情も市に寄せられております。この問題も、先ほどの悪臭と同じように公害ではなく苦情として市では対応しております。 市ではそのような苦情が寄せられた場合は、申立者と発生源者の双方から事情を伺い、助言やアドバイスを行うこととなります。市の対応に納得していただけないケースもありますが、条例で「室内で大きな音を

	<p>出すことを禁止します。」と定めることもできませんので、双方にご理解していただき、何とか折り合いをつけていただくしかありません。</p> <p>そもそも騒音の基準の定め方は、100人いれば100人が満足する基準ではありません。7割くらいの方が許容できる値を基準としています。3割の方はその値では不満ということです。これがすべての人が満足する値を基準とすると、人の行動に制約の多い社会となり、また、それに対応するための社会的経費も膨大になってしまいます。</p>
山本委員	<p>例えば2階でとてもうるさいだとかそういうものは生活に関わってくる問題だと思うんですが、それが毎日ですから、相手にしている当人はかなり苦痛を感じていると思うんですね。そういうものへの対応策が本当にないんですね。今おっしゃったように、そこまで解決していく方法しかないのだろうと思うのですが、なかなか大変な問題だと思います。はい、分かりました。</p>
三浦会長	<p>いろいろな問題がございましたが、公害防止条例の範囲というのは産業活動が中心ですよ。それ以外のものはまた別の法律で対応するというような形があるのだと思います。基本的には、昭和40年代からずっと変わってきていなくて、この間に、産業構造が大きく変化し、函館でも大分変わってきていまして、様々な企業の数が少なくなってきた、自然減みたいなものもかなりありますが。もう1つ大きな点は、エネルギー環境が大きく変わったという、この辺がバックにあるんですね。ある意味で、この改訂をやるというのは、必然かなという気がして聞いておりました。ますますこういった問題は、当然の話になってきて、むしろ、パリ協定以降のCO₂クリアの方がかなり大変な問題だろうというのがありまして、それをやろうとすると、今日の議論の内容というのは、当然クリアしていないとならない話題でございます。</p> <p>何かあえて修正した方がいいというような提案はありますか。概ね納得できるような話がほとんどだったような印象がありますが、かなり詳しく分かりやすく説明していただいて、大変勉強になりました。そういう点では、今日は良い機会だったと思います。</p> <p>何か内容の修正はありますでしょうか。特にないようでしたら、このままこの改正案を認めたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
委員一同	はい。
三浦会長	今後の条例改正のスケジュールを教えてくださいませんか。
栗谷課長	<p>今後のスケジュールですが、11月末から条例改正に関するパブリックコメントを実施します。その後、来年2月から開催されます市議会に条例改正案を議案として提出し、議案が可決されましたら、来年4月1日から改正後の条例を施行したいと考えております。</p>

三浦会長	事務局からほかに何かありますか。
進藤課長	1点ご報告をさせていただきます。前回の環境審議会では、環境白書の審議をいただきまして、みなさまから様々なご意見等をいただいたところですが、いただいたご意見等につきましては、細かい部分で必要なものは、個別に各委員の方と調整をさせていただきまして、最終的に三浦会長にも確認をいただきましたので、近日中に環境白書の最終版を送付させていただきたいと考えております。以上です。よろしくお願いいたします。
三浦会長	では、以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。みなさまご協力ありがとうございました。
正木主査	以上で第2回函館市環境審議会を閉会いたします。ありがとうございました。